

京都市上下水道局告示第12号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第4号の規定に基づき告示します。

平成30年6月12日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司

1 届出業者名等

京都市中京区河原町通夷川上る指物町322番地
有限会社藤田工業所
代表取締役 皆川 真

2 変更事項

(代表者の変更)

皆川 健一 から 皆川 真 に変更

(上下水道局下水道部管理課)